

令 3 経 営 金 融 第 557 号  
令和 4 年 (2022 年) 3 月 2 日

各 商 工 会 議 所 会 頭  
各 商 工 会 会 長  
山 口 県 商 工 会 議 所 連 合 会 会 頭  
山 口 県 商 工 会 連 合 会 会 長 様  
山 口 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長  
公 益 財 団 法 人 や ま ぐ ち 産 業 振 興 財 団 理 事 長

山 口 県 商 工 労 働 部 長

**ウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた中小企業者に対する  
金融の円滑化等について(依頼)**

本県の商工行政の推進につきましては、平素から特別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、原油価格の上昇に伴い、ガソリン価格が7年ぶりの高い水準となっていることに加え、昨今のウクライナ情勢により、県内経済へのさらなる影響が懸念されます。

重ねての依頼になりますが、年度末の資金繁忙期を迎えるに当たることからも、貴職におかれましては、中小企業者からの相談等に対して、適切に御対応いただくよう、よろしく申し上げます。

また、県では、中小企業者等の資金繰り支援として、中小企業制度融資に「経営安定資金」や「経営支援特別資金」を備えていますので、必要に応じて関連中小企業者への制度の周知をしていただき、中小企業の経営支援全般についても、引き続き特段の御配慮をいただきますようよろしく申し上げます。

経 営 金 融 課 金 融 支 援 班 担 当 : 濱 邊 TEL 083(933)3188 FAX 083(933)3209
---

【別紙】

■ 山口県中小企業制度融資

資金名	融資対象	融資 利率	融 資 限度額
<p>経営安定資金（一般枠） ※セーフティネット保証制度（5号：業況の悪化している業種）</p>	<p>中小企業信用保険法第2条第5項第5号（国が定める不況業種）で、下記のいずれかに該当</p> <p>1 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者</p> <p>2 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者</p> <p>※いずれも市町の認定が必要</p>	<p>1.7% ～ 1.8%</p>	<p>8,000 万円</p>
<p>経営支援特別資金</p>	<p>次のいずれかの要件に該当する中小企業者等が経営合理化等により業況回復を図るために必要な資金</p> <p>1 最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること</p> <p>2 最近3か月又は6か月又は直近決算の売上高が前年同期に比して減少しており、直近決算において経常利益ベースで赤字であること</p>		